

令和7年11月

安曇野市農業委員会定例総会

議 事 録

令和7年11月28日

長野県安曇野市農業委員会

令和7年11月安曇野市農業委員会定例総会

- 招集年月日 令和7年11月28日
○会議の日時 令和7年11月28日 午後 1時30分
○招集の場所 安曇野市役所 3階会議室306

○出席委員（21名）

1番	渡辺由枝君	2番	中島博幸君
3番	山田稔君	4番	望月孝夫君
6番	高山万寿君	7番	加島美智代君
8番	藤岡喜美夫君	9番	齋藤岳雄君
10番	二木寿夫君	11番	平林明美君
12番	三枝守和君	13番	細萱美嗣君
14番	降籬治喜君	15番	中村正君
17番	一志寛君	18番	中野隆洋君
19番	平林平君	20番	丸山新悟君
22番	請地康仁君	23番	丸山隆也君
24番	佐原悦司君		

○欠席委員（3名）

5番	堀内伸一君	16番	小林正君
21番	望月慎二君		

○職務のため出席したものの職氏名

事務局長	北條敦君	事務局長	森和哉君
事務局員	折井希望君	事務次長	

午後 1時30分 開会

○事務局長（北條 敦君） それでは、安曇野市農業委員会会議規則第3条第1項の規定により、会長に議事進行をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） それでは、本日の定例総会でございますが、現在の出席者が21名、過半数に達しておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3の規定によりまして、本会は成立をいたします。

なお、5番、堀内委員、16番、小林委員、21番、望月委員から欠席の届出が出てございます。

また、この会議は、個人情報の保護に関する法律、安曇野市個人情報保護法施行条例及び同条例施行規則に基づき、発言には十分ご配慮を願いたいと思います。

また、議案に関して質問等ございましたら挙手をお願いし、議長が指名し、番号、名前を名乗って発言をお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） 議事録署名人でございますが、議長にて指名をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

10番、二木委員、11番、平林委員の2名をお願いいたします。

なお、農業委員会等に関する法律第30条に基づきまして、総会の議決は出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するものとさせていただきます。

○議長（佐原悦司君） 事務局にお伺いします。本日、傍聴人はいらっしゃいますでしょうか。

○事務局（森 和哉君） おりません。

○議長（佐原悦司君） 分かりました。ありがとうございました。

それでは、本日の日程どおりに進めてまいりますので、ご協力、よろしくお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 本日の案件でございますが、担当地区委員等で現地確認を実施しております。また、堀金地域は11月25日、豊科、穂高、三郷、明科地域は11月26日に地域委員会を開催し協議しております。本日の審議は総会の意見を求めるものでございます。

議案第1号 農地法第3条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、議案第1号 農地法第3条申請審議を上程いたします。

77番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 議案書の3ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が197㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が4,553㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の2ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号77番のご説明をいたします。

申請事由です。渡人は、申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、自宅に隣接する申請地を譲り受け、耕作したいというものです。

ご審議、よろしくお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、78番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は田、面積が2,970㎡です。受人の経営面積は150万1,936.35㎡、渡人の経営面積が3,014㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の3ページでご確認ください。

委員番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○4番（望月孝夫君） 委員番号4番。

申請番号78番について、説明します。

申請事由は、渡人は、受人に貸し付けている申請地を譲ってほしいという申出があり、譲り渡すことにした。受人は、申請地を育苗用農地として利用したいということです。

審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がありました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、79番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域で、登記地目は畑、面積が236㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が268㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。位置等につきましては、別冊資料の4ページでご確認ください。

委員番号4番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○4番（望月孝夫君） 4番、望月です。

申請番号79番について説明します。

申請事由は、渡人は、県外に居住しており、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。

審議をよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、80番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 4ページをお願いします。

申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は畑、面積が計480㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が480㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の5ページでご確認ください。

委員番号15番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○15番（中村 正君） 委員番号15番、中村です。

申請番号80番の説明をいたします。

申請事由、渡人は、申請地が自宅から遠く管理が困難なため、申請地を譲渡することにした。受人は、申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したい。

以上です。審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、81番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、登記地目は畑、面積が419㎡です。受人の経営面積は0㎡、渡人の経営面積が2,633㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の6ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番の中島です。

申請番号81番についてご説明いたします。

渡人は、市外に居住しており、高齢のため耕作が困難なため譲渡したい。受人は、申請地を譲り受け、家庭菜園として管理したいということです。

ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、82番案件につきまして、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は明科地域で、登記地目は田、面積が3,174㎡です。受人の経営面積は50万9,149㎡、渡人の経営面積が8,436.51㎡です。受人は、農地等の権利移動の

制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の7ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（折井希望君） 委員番号5番、堀内委員に代わって、事務局より申請番号82番についてご説明いたします。

申請事由は、渡人は申請地を相続で取得したが、耕作が困難なため譲渡したい。受人は、借りていた農地を譲受し、耕作を続けたいということであります。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がありました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可といたします。

それでは、続きまして、83番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 5ページをお願いします。

申請地は明科地域の2筆で、登記地目は田、面積が計710㎡です。受人の経営面積は6,655.49㎡、渡人の経営面積が2,739㎡です。受人は、農地等の権利移動の制限が規定されている農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。

位置等につきましては、別冊資料の8ページでご確認ください。

委員番号5番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、申請事由の説明をお願いいたします。

○事務局（折井希望君） 委員番号5番、堀内委員に代わって、事務局より申請番号83番についてご説明いたします。

申請事由は、渡人は、高齢で耕作が困難なことから、申請地を譲渡したい。受人は、自宅の隣の申請地を譲り受け、耕作したいということであります。

以上、ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。
それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。
ご意見、ご質問等ございましたらお願いをいたします。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。
それでは、採決に入ります。
本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。
賛成多数により許可といたします。

議案第2号 農地法第5条許可申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第2号 農地法第5条許可申請審議を上程いたします。
130番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 6ページをお願いします。
申請地は豊科地域の2筆で、第3種農地です。登記地目は田、面積が計329㎡です。申請内容は建売住宅（2棟）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。
位置等につきましては、別冊資料の10ページ、11ページでご確認ください。
委員番号23番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。
それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○23番（丸山隆也君） 23番、丸山です。
申請番号130番について説明いたします。
転用事由でございしますが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したいということでございます。
審議をよろしくをお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。
それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。
ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。
本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。
（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、131番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は豊科地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計471㎡です。申請内容は建売住宅（1棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の12ページ、13ページでご確認ください。

委員番号13番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○13番（細萱美嗣君） 委員番号13番、細萱です。

申請番号131番の転用事由を申し上げます。

受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建売住宅として販売したい。

以上です。ご審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

続きまして、132番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の3筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計81.72㎡です。申請内容は資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の14ページ、15ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号132番の説明をいたします。

転用事由です。受人は、隣接する資材置場用地の有効利用のため、申請地を一体で使用したいというものです。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、審議に入ります。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしの声がございました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、133番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 7ページをお願いします。

申請地は穂高地域の6筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計1,855㎡です。申請内容は住宅敷地（住宅・通路）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の16ページ、17ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いいたします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号133番の説明をいたします。

場所については、132番申請の箇所の隣接地になります。

転用事由です。申請人は、申請地を住宅敷地として利用していたが、転用許可が必要と判断したため、適法にすべく、農地転用追認申請を行いたいというものです。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。いいですか。

齋藤委員。

○9番（齋藤岳雄君） 9番、齋藤です。

先ほどの申請番号132番の申請の航空写真の図面と計画図面がちょっと合わない。

○議長（佐原悦司君） それでは、担当地区委員の説明をお願いします。

山田委員。

○3番（山田 稔君） 事務局のほうに、何かよく分からないので、お願いします。

○議長（佐原悦司君） 事務局、どうぞ。

○事務局（森 和哉君） 事務局より説明いたします。

申請番号132番の計画図のところですが、黄色く囲ってあるところではなくて、薄く灰色っぽく枠が囲ってあるところが申請番号132番の計画地になります。

○9番（齋藤岳雄君） 134番も同じ図面を使っているのですが、グレーと黄色が一緒なので、ちょっと分かりづらいなというような気がいたしました。133番の図面に対しても、枠が赤いところだと思うんですけども、ちょっと分かりづらい表記かなど。

○事務局（森 和哉君） 今回、この開発の整理を兼ねた図面になっていまして、図面が大変分かりづらくなっているところはおわび申し上げます。

○9番（齋藤岳雄君） ありがとうございます。

○議長（佐原悦司君） それでは、ただいま事務局より説明がございましたが、この申請については何か所かに分かれて細かく申請が出てございます。それは担当地区委員のほうから説明があるかと思えますけれども、見た感じ、申請前は田んぼになってはいますが、ほとんど真っ平な何もないようなところで、以前、土建会社が使用していたところを新しく使う土建会社がまた借りようというような話でございます。

ちょっと山田さん、そこら辺を説明してください。

○3番（山田 稔君） 3番、山田です。

場所については、穂高と北穂高の境になるんですね。先ほど会長のほうから説明があったとおり、以前、土建会社のほうで一带全て持っていた土地で、使用用途も何かよく分からなかったり、区画もあまりよく分からなかったところを整備をして今何もないような状態になって、それを132番のところ、入り口のところ、航空写真で言うと入り口の埋めてあるところ、この一画を以前から使っていたんですけども、そこを今回、所有権移転で取得をするというのが132番、それから、133番については、その一番奥のところ、住宅があるんですけども、ここについてもその周囲を農地、これが今まで土建屋さんの名義になっていたものを今回取得をしたいということで、133番の申請の中で、赤枠のところを追認申請という申請になっております。

○議長（佐原悦司君） とりあえず132と133はそういうことです。

これから133については採決に入りますが、133について、まだご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

133につきまして、16ページの航空写真のところ、黄色い枠のところ、受人の住宅がございまして、その周りをまず賃借をしたいということの133番の申請でございます。

それでは、審議に入ります。

ほかにご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

この後、134番の中身も出てきますが、とりあえず133番につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。よろしいですか。

それでは、133番につきまして、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、134番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 議案は8ページ、9ページになります。

申請地は穂高地域の15筆で、第3種農地です。登記地目は田及び畑、面積が計9,641.33㎡です。申請内容は資材置場で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の18ページ、19ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番(山田 稔君) 委員番号3番、山田です。

申請番号134番の説明をいたします。

先ほどの前2件と隣接の敷地になりますけれども、この申請の面積が一番大きな申請地になります。

転用事由です。受人は、資材置場が不足しているため、申請地を資材置場として利用したいということです。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたらお願いいたします。

ちょっと分かりづらいたるところがあります。現況地目を田んぼと畑とかと書いてありますが、ほとんど真っ平な、前の土建会社が資材を置いてあったようなところでございまして、新しい土建会社がそこをお借りしたいと、簡単に言えばそういうことです。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、135番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が77㎡

です。申請内容は住宅敷地（車庫）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の20ページ、21ページでご確認ください。

委員番号3番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○3番（山田 稔君） 委員番号3番、山田です。

申請番号135番の説明をいたします。

転用事由です。受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行うというものです。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 異議なしとの声がありました。

それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、136番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は穂高地域の2筆で、第1種農地です。登記地目は田、面積が計531㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の22ページ、23ページでご確認ください。

委員番号11番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○11番（平林明美君） 委員番号11番、平林です。

申請番号136番についてご説明いたします。

転用事由は、受人は、現在市外の借家に居住しているが、自然豊かな安曇野へ移住を考えていたところ、申請地を売却してもらえらることとなり、この土地に住宅を建築したい。

以上となります。よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) 異議なしとの声がございました。

それでは、ただいまより採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、137番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 10ページをお願いします。

申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積は496㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の24ページ、25ページでご確認ください。

委員番号24番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、続きまして、転用事由の説明をお願いいたします。

○事務局(折井希望君) 委員番号24番、佐原委員に代わって、事務局より申請番号137番について説明します。

転用事由は、受人は、現在借家に居住しているが、手狭になったため、利便性の良い申請地に住宅を建築したいということであります。

以上、ご審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、本案件につきまして、採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、138番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は穂高地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が318㎡です。申請内容は住宅敷地(庭)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の26ページ、27ページでご確認ください。

委員番号12番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○12番（三枝守和君） 委員番号12番、三枝です。

申請番号138番について説明いたします。

転用理由なんですけれども、受人は申請地を住宅敷地として利用していたが、農地であることが判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたいということです。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして採決に入ります。

申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、139番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第1種農地です。登記地目は畑、面積が363㎡です。申請内容は住宅で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の28ページ、29ページでご確認ください。

委員番号8番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○8番（藤岡喜美夫君） 委員番号8番、藤岡です。

申請番号139番について説明いたします。

転用事由、受人は、現在の住宅を農業用作業場兼倉庫として利用し、新たな住宅を隣接地である申請地に建築したい。

以上、審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いをします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、140番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 11ページをお願いします。

申請地は三郷地域で、農振農用地です。登記地目は畑、面積が1,302㎡です。申請内容は、農業用施設（倉庫・駐車場・通路）で、立地基準等許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の30ページ、31ページでご確認ください。

委員番号10番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○10番（二木寿夫君） 委員番号10番、二木です。

申請番号140番についてご説明いたします。

転用事由ですが、申請人は、農地の一部を農業用施設用地として利用していたが、転用許可が必要と判明したため、適法にすべく農地転用追認申請を行いたい。

以上でございます。審査のほどお願いいたします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

中島さん、どうぞ。

○2番（中島博幸君） 三郷地域長、中島です。

申請地の左側図面の緑の反対のほうにこの申請者が耕作しているということになっていすけれども、この土地は、家畜糞尿を浄化処理したものを、現在、地下浸透という形でさせるということで農地を利用しているということです。農地として管理していくと言ってはいますけれども、地域委員会において、農地として認められるのかどうかとか、担当課についても法律的には浄化したものを地下浸透させているので問題はないという意見でしたけれども、市民感情としてはいかがなものかという意見がございました。

そのため、今後についても、地域委員会、農業委員でこの場所はちょっと注視して見ていこうかなということになりましたので、そういういきさつもありますので、よろしくお願ひします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

30ページの航空写真の黄色い枠の一番右側のところだね、赤い枠の左側

- 2番（中島博幸君） 左側です。
- 議長（佐原悦司君） ■■■■■さんは浄化設備とか、そういう糞尿処理の施設というものはそこそこあるのでしょうか。
- 2番（中島博幸君） だから、問題にはならないんですね、やっているから。そのまま流せば本当に不法投棄になっちゃうけれども、浄化してあるということで、そういう条件でここに地下浸透している。
- 議長（佐原悦司君） 農業委員会で今後は注視しながら、現状を見ていくということですね。皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いします。我々は現状をまだ見てないので、何とも言えないところですけれども。
- も、それから、東側は■■■■■、前の■■■■■等々を含めて、糞尿処理の問題も、大変臭気の問題が上がったようではすけれども、この今指摘されたところでは別に臭気はないか。
- 2番（中島博幸君） 曝気処理してある、その辺の問題はないんです。
- 議長（佐原悦司君） ああ、臭気では問題ないということで。
- 2番（中島博幸君） 景観的にあまりよくない、結構ジクジクしている。
- 議長（佐原悦司君） 要指導という必要はあるのか。
- 2番（中島博幸君） 市というか、県のほうでは、そのこと自体は、曝気処理してあるのでそれについては一応問題はないと言っているんだけど、本当はもうちょっとたくさんの土地を所有していただいて、少しずつやってくれと。
- 議長（佐原悦司君） 曝気処理に対する面積が少ないということね。
- 2番（中島博幸君） それで、土地を管理してくれたら、大分景観的にもいいんじゃないかと個人的には思うんだけど。
- 議長（佐原悦司君） ■■■■■さんの牛小屋は南あたりだよな。
- 2番（中島博幸君） そうですね、■■■■■は結構土地を持って、少しずつまいているからそういう問題はないのですけれども、■■■■■はここしかないという感じだから。
- 議長（佐原悦司君） はい、分かりました。
- 曝気処理をした中で糞尿というのは処理する面積がなかなか少ないので、できたらもう少し面積を持ちながら処理してもらいたいという気持ちではありますが、今後注視をしながら、現状を確認し、地元農業委員会でしっかりと確認をしてもらいたいという以上、話はそれ以上できないので、よろしくお願いします。
- 2番（中島博幸君） 分かりました。
- 議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでよろしいでしょうか。
- （「異議なし」と呼ぶ者あり）
- 議長（佐原悦司君） それでは、ただいまの説明につきまして、もう少し審議、ご意見等がございましたらお願いいたしますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(佐原悦司君) それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

(賛成者挙手)

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、141番案件につきまして事務局より説明をお願いします。

○事務局(森 和哉君) 申請地は三郷地域の5筆で、農振農用地です。登記地目は田、面積が計1万1,453㎡です。申請内容は砂利採取(許可日から1年間)で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の32ページ、33ページでご確認ください。

委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

それでは、担当地区委員の説明をお願いします。

○2番(中島博幸君) 委員番号2番、中島です。

申請番号141番について説明させていただきます。

申請事由は、借人は河川からの骨材の原材料確保が困難で、陸砂利からの採取に依存せざるを得ない状況のため、申請地を借受け、砂利採取を行いたいということです。

ご審議をお願いします。

○議長(佐原悦司君) ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。

どうぞ。

○12番(三枝守和君) 委員番号12番の三枝です。

このところの道路は意外と狭いような気がするんですが、大型車が通るには、場所的には松本と安曇野の境のちょっと北側にはなるんですけれども、どうなんでしょうか。

○議長(佐原悦司君) 中島委員、どうぞ。

○2番(中島博幸君) たまにはここの道を通るのですけれども、大型は別に通ることはできません。すれ違いはもうできないと思いますけれども、1台通るには別に問題はないと思います。

○12番(三枝守和君) 1台はね。

○2番(中島博幸君) 1台は。すれ違いはちょっと難しいかなとは思いますが。

○12番(三枝守和君) トラクターが止まっていれば、もう動けないし。

○議長(佐原悦司君) 隣の食品会社との関係はどうなんだい。ほこりが出たりするのではないかな。

○2番（中島博幸君） そんなにほこりは出ないと思うが、結構出た後すぐ水をまいたりしているから。すぐ下のほうの道が丁字路になっていて、そこが広いからすぐ出ちゃえば。

○12番（三枝守和君） 難しいよね、この道。

○議長（佐原悦司君） 砂利採取は大体50aくらいとか60aくらい、大体1年間というような話もある。1haを1年間で大丈夫な話か。すごい面積になるね。

○議長（佐原悦司君） これは事務局、どこへ砂利を持っていくのか。
どうぞ、事務局。

○事務局（森 和哉君） 採取された原石は譲受人の安曇野市にある工場、本社と松本市にある作業場です。

○議長（佐原悦司君） 面積としてはかなりの広さの面積だ。一般の申請の倍だものね。
我々が大丈夫だと聞いたって。ただ、隣の食品会社が1年間やられることがどうかということだ。これは当然確認はできているよね、食品会社とは。

○事務局（森 和哉君） 農業委員会ではそこまで確認を取る必要はないけれども、当然業者のほうにおいて説明されていると推測いたしております。

○議長（佐原悦司君） ほかに何かご意見、ご質問等がございますか。
(発言する者なし)

○議長（佐原悦司君） 特段なければ採決に入ります。よろしいでしょうか。
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。
本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。
賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。
それでは、続きまして、142番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 12ページをお願いします。
申請地は三郷地域の5筆で、第2種農地です。登記地目は田、面積が計5,531㎡です。申請内容は建売住宅（14棟）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の34ページ、35ページでご確認ください。
委員番号2番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。
それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○2番（中島博幸君） 委員番号2番、中島です。
申請番号142番について説明いたします。
申請事由ですけれども、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、建

売住宅として販売したいということです。

ご審議のほどよろしく申し上げます。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたら、お願いします。

5反歩を超える広い面積ですけれども、三郷地域委員会は何かほかにご意見は出ませんでしたでしょうか。

○2番（中島博幸君） 委員の中島ですけれども、この辺周辺が新興住宅地としてなっていて、付近の地主さんも農業をやるのも嫌になっちゃったということはないですけれども、もうそういう地域です。

○議長（佐原悦司君） これは農道端の [REDACTED] の東あたり。

○2番（中島博幸君） 東のほうです。

○議長（佐原悦司君） そうですね。

○2番（中島博幸君） もう、周りが新興住宅になっているから、埋まっちゃっているんですよ。

○議長（佐原悦司君） 地主さんが農地をやっていたのか、誰か利用権を設定して農業をやったのか。

○2番（中島博幸君） いや、そこは分かりません。地元ではないものですから、ちょっと分かりません。

○議長（佐原悦司君） 皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いします。

特段ご意見がなければ、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

それでは、続きまして、143番案件につきまして、事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 申請地は三郷地域で、第3種農地です。登記地目は田、面積が326㎡です。申請内容は特定建築条件付土地（1区画）で、立地基準等、許可要件に照らして特に問題ないと判断したものです。

位置等につきましては、別冊資料の36ページ、37ページでご確認ください。

委員番号6番です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

それでは、続きまして、担当地区委員より説明をお願いします。

○6番（高山万寿君） 6番、高山です。

申請番号143番について説明をします。

転用事由ですが、受人は、申請地の利便性がよく、販売が見込めるため取得し、特定建築条件付土地として販売したいということです。

ご審議、よろしくをお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして、審議に入ります。

ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、申請どおり許可に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により許可相当とし、県知事に意見を送付いたします。

議案第3号 農地の非農地決定申請審議

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第3号 農地の非農地決定申請審議を上程します。

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 13ページをお願いします。

申請番号7番です。申請地は穂高地域の2筆で、登記地目は畑、面積は計1,526㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の38ページでご確認ください。

続いて、申請番号8番です。申請地は明科地域で、登記地目は畑、面積は1,030㎡、現況は山林原野化し、復元困難となっております。

位置等につきましては、別冊資料の39ページでご確認ください。

なお、穂高、明科地域委員会のそれぞれで非農地と認められるものと確認しております。

○議長（佐原悦司君） ただいまの説明につきまして穂高地域委員会、明科地域委員会でご質問等ございましたら、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、皆様のほうでご意見、ご質問等がございましたら、お願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

原案どおり非農地と決定するに賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により原案どおり決定といたします。

議案第4号 租税特別措置法適格者証明申請審議

○議長（佐原悦司君） それでは、次に議案第4号 租税特別措置法適格者証明申請審議を上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 14ページをお願いします。

租税特別措置法適格者証明申請審議については、租税特別措置法第70条の4第1項の規定に基づく贈与税納税猶予、同法第70条の6第1項の規定に基づく相続税納税猶予の適用を受けるための適格者であるかを農業委員会が確認、証明書を交付することとなっております。

申請番号14番は、相続税納税猶予に係るもので、豊科地域の2筆で、登記地目は田、面積は計4,406㎡です。

当該農地については、引き続き適正に耕作されていることが確認されております。

位置等につきましては、別冊資料の40ページでご確認ください。

審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきまして審議に入ります。

豊科地域委員会で何か補足説明がございましたら。

（「ありません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） よろしいですか。

皆さんのほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして原案どおり証明書の交付を承認することに賛成の委員の挙手をお願いします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、証明書の交付を承認いたします。

議案第5号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第5号 農用地利用集積等促進計画審議（所有権移転）について上程いたします。

事務局より説明をお願いします。

○事務局（森 和哉君） 15ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、長野県農業開発公社に対して所有権の移転に関する農用地利用集積等促進計画を定めることを要請するものです。

申請番号29番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は田、面積は352㎡です。公社買入の移転時期は令和8年2月20日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的はネギです。

続いて、申請番号30番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は1,397㎡です。公社買入の移転時期は令和8年2月20日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的はブドウです。

続いて、申請番号31番です。対象農地は穂高地域で、登記地目は畑、面積は859㎡です。公社買入の移転時期は令和8年2月20日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的はアスパラガスです。

続いて、申請番号32番です。対象農地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は920㎡です。公社買入の移転時期は令和8年2月20日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的は飼料作物です。

続いて、申請番号33番です。対象農地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は1万1,522㎡です。公社買入の移転時期は令和8年2月20日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的は飼料作物です。

続いて、申請番号34番です。対象農地は三郷地域で、登記地目は畑、面積は1,943㎡です。公社買入の移転時期は令和8年2月20日、公社売渡の移転時期は令和8年6月15日、利用目的はブドウです。

位置等につきましては、別冊資料の41ページから46ページでご確認ください。

以上6件ですが、審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

対象は穂高地域委員会、三郷地域委員会でございます。各地域委員会のほうでご意見がございましたら、よろしいでしょうか。

（「ございません」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） 皆様のほうでご意見、ご質問等ございましたらお願いします。よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、本案件につきまして、原案どおり要請することに賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり長野県農業開発公社に農用地利用集積等促進計画を定めるよう要請をいたします。

議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）

○議長（佐原悦司君） 次に、議案第6号 農用地利用集積等促進計画審議 一括方式（地域計画区域内）を上程いたします。

農業委員会に関する法律第31条の議事参与の制限により、14番、降籬委員、20番、丸山委員につきましては、参考人として出席させていただきますが、決定に加わることはできませんので、あらかじめご承知願いたいと思います。

それでは、事務局より説明をお願いいたします。

○事務局（森 和哉君） 16ページをお願いします。

農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画 一括方式（地域計画区域内）の権利設定について、安曇野市長から意見を求められていますので、ご説明いたします。

設定件数は総計186件、34万8,111㎡、期間は5年11か月及び10年11か月です。設定筆数は総計186筆、田が168筆、畑が18筆です。耕作者は44人、所有者は97人となっております。

17ページから22ページは計画書です。審議をお願いします。

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等をお願いします。

自分の担当地区をしっかりと確認をよろしくをお願いします。

何かご意見はございますでしょうか。よろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（佐原悦司君） それでは、採決に入ります。

本案件につきまして、原案、異議なしの回答に賛成委員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

○議長（佐原悦司君） ありがとうございます。

賛成多数により、原案どおり農用地利用集積等促進審議 一括方式（地域計画区域内）に異議なしとの意見を提出させていただきます。

○議長（佐原悦司君） 以上をもちまして、全ての審議が終了いたしました。

午後 3時14分 閉会